



福島県自転車安全利用五則



～みなさんの自転車のマナーを小さな子供が見ています～

1 自転車は、原則車道を左側通行、歩道は例外

歩道通行ができる場合は、以下の場合です。

- 道路標識により歩道通行が認められている場合
- 児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）が運転する場合
- 70歳以上の方が運転する場合
- 安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体の障害を持つ方が運転する場合
- 車道等の状況により自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ない場合
 - ・ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合
 - ・ 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険性がある場合など



(罰則：3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金など)

2 歩道は歩行者優先で、車道寄りを走行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

歩道は歩行者優先です。

(罰則：2万円以下の罰金など)

3 信号遵守と一時停止・安全確認

自転車事故の約3分の2は交差点で発生しています。

信号機や一時停止標識を守ることはもちろん、見通しの悪い交差点では、一時停止して左右の安全確認をしましょう。

信号無視・指定場所一時不停止は法律で禁止されています。

(罰則：3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金など)



4 安全ルール・マナーを守る

- ・ 飲酒運転の禁止 (罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金など)
- ・ 二人乗り・並進の禁止 (罰則：2万円以下の罰金など)
- ・ 夜間はライトを点灯・反射材着装 (罰則：5万円以下の罰金など)
- ・ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止 (罰則：5万円以下の罰金など)



5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

平成23年中、県内では、13人の方が自転車乗車中に亡くなりましたが、そのうち5人の方はヘルメットを着用していれば助かったと考えられます。

ヘルメットの着用は、被害軽減効果が高く、特に夜間に夜光反射材付きのヘルメットを着用すると、運転者に存在を強くアピールできます。

そこで、福島県交通対策協議会は、平成24年1月1日から、子どもに限定せず、大人の自転車利用者に対してもヘルメット着用を促すこととしました。

